

JRC 蘇生ガイドライン 2025 を踏まえた消防機関の市民向け応急手当講習等に関するワーキンググループ（第2回）議事要旨

1 日 時

令和8年8月25日（火） 16時00分から18時00分まで

2 場 所

アビームコンサルティング株式会社 A-01 会議室（対面及びオンライン会議による開催）

3 出席者（敬称略）

【ワーキンググループ長】

坂本 哲也

【構成員】

安藤 信（代理：加藤 大）、上落 孝文、北岡 和高、武田 聡、田邊 晴山、友野 一辰、長山 英太郎、畑中 哲生、守屋 敏勝、山尾 伸平、渡辺 幸也

【オブザーバー】

山崎 翔（代理：作山 洋貴）

4 議 題

（1）JRC 蘇生ガイドラインの主な改訂点及び構成員からの御意見等

（2）論点及び通知改定案

- ①「救急蘇生法の指針 2020（市民用）」への対応について
- ② 応急手当の普及啓発活動の推進に関する実施要綱
- ③ 口頭指導に関する実施基準

（3）今後のスケジュール

5 要 旨

各議題について、事務局から説明を受け、質疑応答及び意見交換を行った。

以下、JRC 蘇生ガイドライン 2025 は「ガイドライン」、救急蘇生法の指針 2025（市民用、市民用・解説編）は「指針（市民用等）」とする。

（1）JRC 蘇生ガイドラインの主な改訂点及び構成員からの御意見等

- 令和8年1月に開催した第1回のワーキンググループの内容をとりまとめ、JRC 蘇生ガイドラインの改訂点等と構成員からの主な意見を確認した。

（2）論点及び通知改定案

①「救急蘇生法の指針 2020（市民用）」への対応について

- ガイドライン及び指針（市民用等）において AED の電極パッド貼付を正しい位置の素肌に貼付することが強調されていることを踏まえ、AED の電極パッド貼付時は、救命を最優先としつつ、布などがある場合には肌を覆うなどできる限り人目にさらさない配慮についても記載すべきとの意

見があった。

- AED の電極パッド等には、貼付方法のイラストが記載されていることが多いが、そのイラストが必ずしも正確でない場合がある。ガイドライン及び指針（市民用等）では、市民に対して、パッド等にあるイラストのとおり貼付することとしている。イラストが正確でない場合であっても、市民に対して、自己判断でより正確な位置に貼り付けることを推奨することは難しいとの意見があった。
- AED の位置情報活用については有用である一方、地域や消防本部によっては運用が困難な場合が考えられるとの意見があった。また、活用について導入が可能な地域や消防本部においては、引き続き推進に取り組むべきものであるとの意見があった。

②応急手当の普及啓発活動の推進に関する実施要綱の一部改正について

- 指導者の養成における、受講者が遭遇しうる状況を想定したシミュレーショントレーニングの重要性が共有された。
- ガイドラインや指針（市民用等）において、心停止リスクの高い患者の家族や介護者等に対する BLS 教育の重要性が示された。これを踏まえ、消防機関は医療機関との連携を図ることで、受講機会の周知や受講促進にあたって配慮を行うことが望ましいとの方向性を確認した。
- 救命講習の受講人数については、現行記載の「30 名まで」という表現を削除し、一律の上限人数を設けない方向とすべきとの意見があった。また、受講者の練習機会を十分に確保するため、訓練用資機材や指導者数に応じた適切な受講者数を基準とすべきとの意見があった。また、受講者数が基準を超える場合には、実施方法等の配慮により、受講者が訓練用資機材に十分に接する時間を確保すべきとの意見があった。
- 応急手当の普及啓発に関する事務処理及び運用方法については、修了証等の電子媒体での交付や、e-ラーニングの受講証明の確認方法、修了証等に係る押印省略などの検討を行った。また、救命講習の修了証の再交付期限については、有効期限が明確に 3 年間とされている応急手当指導員等の認定証とは区別し、講習修了者の個人情報の保管状況が各消防本部によって異なることから、再交付期限について画一的に定めるべきではないとの意見があった。

③口頭指導の実施基準の一部改正について

- 外傷によって切断された部位の取扱いについて検討を行った。切断された部位を袋ごと冷水等につけて冷却することについては、文言に誤解を生じないような表現に修正すべきとの意見があった。

（3）今後のスケジュール

- 第 1 回から第 2 回までの議論を踏まえ、とりまとめを作成し、「救急業務のあり方に関する検討会」の構成員に諮った上で公表することや、その内容に基づいた改正通知等の発出は 10 月以降に行うスケジュールを確認した。
- 本日の議論を踏まえたとりまとめについては、ワーキンググループ長へ一任することで了承された。

以上